

# 路線バス御代田線が便利になります

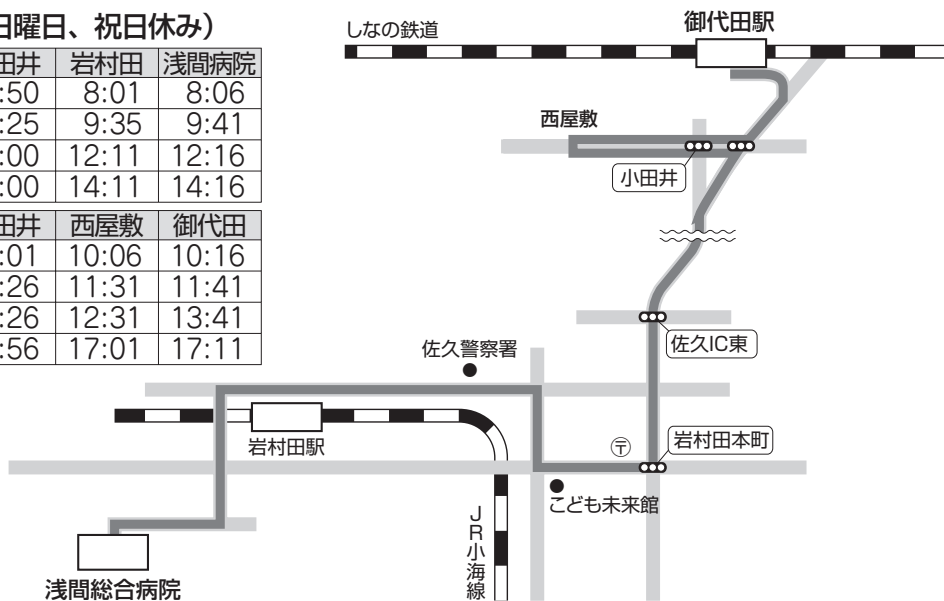
生活路線バス御代田線(御代田駅～岩村田)は、平日に1日4往復運行し、月平均160人が利用しています。このバスには岩村田方面の中学・高校へ通学する生徒の皆さんや、浅間病院・金沢病院を利用する方が主に利用されています。御代田から佐久方面へアクセスする主要公共交通機関となっています。

昨年からは、佐久市で運行している西屋敷線と御代田町で運行している御代田線との共同運行について協議を重ねてきた結果、今年4月から共同で1日4往復運行することになりました。行き先もこれまでの岩村田から延長して、子ども未来館、岩村田駅を経由して浅間病院までとなり、利便性が向上します。また、路線の名称を「佐久御代田線」とします。

問い合わせ先

企画財政課企画政策係  
(32) 3 1 1 1 (内線52)

## 路線



## 時刻

佐久御代田線(土・日曜日、祝日休み)

御代田	西屋敷	小田井	岩村田	浅間病院
7:35	7:45	7:50	8:01	8:06
9:10	9:20	9:25	9:35	9:41
11:45	11:55	12:00	12:11	12:16
13:45	13:55	14:00	14:11	14:16
浅間病院	岩村田	小田井	西屋敷	御代田
9:45	9:50	10:01	10:06	10:16
11:10	11:15	11:26	11:31	11:41
13:10	13:15	13:26	12:31	13:41
16:40	16:45	16:56	17:01	17:11

# 御代田町奨学生を募集します

問い合わせ先 町教育委員会学校教育係(32)9100

修学の意味と能力がありながら経済的な理由で修学が困難な人が、奨学金を貸与しています。希望される人はお申し込みください。

### 申込期間

4月1日～25日(期限厳守)

### 申込みのできる人

- ・平成20年度に進学が確定した人
- ・現在在学中の人。

### 貸与額

- 高校生 月額 1万円
- 高専生 月額 1万円
- 大学生 月額 4万円

### 支払方法

※専門学校生は対象になりません。

年2回払い(6月と10月)

### 貸与の決定

5月中に結果をお知らせします。

### 申請書類

- ①奨学金貸与申請書
  - ②奨学生推薦調書
  - ③資力調書
  - ④成績証明書
  - ⑤健康診断書
  - ⑥住民票謄本
  - ⑦在学証明書が合格通知書
  - ⑧親権者の町民税納税証明書
- ※①～③の用紙はエコールみよた内教育委員会の窓口にあります。

### ◆奨学金の償還(返却)

貸与を受けた人は卒業の日からまたは、貸与を取り消した人は取り消した日の属する月の翌月から、一年を経過した後に、償還を始めていただきます。

※償還期間は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内で、年賦、又は半年賦の均等方式で償還していただきます。

ただし、全額または一部を一度に償還することも可能です。

### ◆貸与条件

- ・親または親に代わる人が御代田町に生活の本拠がある人の子弟であること
  - ・学業及び資質に優れ、健康な人
  - ・経済的な理由で修学が困難と認められる人
  - ・日本育英会、その他これに類する団体などから学費の給付や貸与を受けていない人
  - ・授業料が免除されていない人
  - ・親権者に町民税の滞納がない人
- 詳しくはお問い合わせください。

# だまされる前に!!

自分には関係ないと考えていませんか…

契約してしまったが、解約したい…

そんな時は、

## クーリング・オフ制度 を利用しましょう。

訪問販売等でセールスマンに勧められ契約したけれど、やっぱり必要のない買物だった…。こんな経験はありませんか？

消費者が自宅など営業所以外の場所  
で契約する場合、セールスマンの強引な勧誘により、自分の意思がはっきりしないままに購入したり契約したりしてしまうことがあります。こんな時、消費者が「頭を冷やして考え直す」ために導入されたのが、「クーリング・オフ制度」です。法律などで設けられた一定の期間内であれば、消費者は無条件に契約を解除することができます。

左のチェックリストで、あなたの結んだ契約がクーリング・オフの条件を満たしているか、確認してみよう。

### クーリング・オフの方法

- ①クーリング・オフは必ず書面で行います。ハガキに契約を解除する旨を明記し、「簡易書留」又は「配達記録」で出します。
- ②書面は代筆でも構いませんが、署名は必ず本人がしましょう。
- ③ハガキは、必ず表裏のコピーをとって保管してください。
- ④代金支払いをクレジット契約にした場合は、信販会社宛にも通知しましょう。

### 注意点

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日(その日を含む)から通常8日間で、期間内の消印が有効となります。ただし、

販売会社に嘘を言われたり、脅されて解約が出来なかつたりした時や契約書面を交付されていない場合などは、クーリング・オフ期間が延長されます。

また、工事等がすでに施工されていても期間内であれば、クーリング・オフの対象になりますので、まずはご相談ください。

### 書面の書き方例(販売業者あて裏)

平成〇年〇月〇日、貴社と〇〇〇の購入契約をしましたが、解除いたします。つきましては、支払い済みの代金〇〇円を至急返金してください。

なお、商品を貴社の費用でお引き取りください。

平成〇年〇月〇日  
(購入者住所) △△△△△  
(購入者氏名) ○○○○ ㊟

また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、次に示すような事業者の不適切な行為により、自由な意思決定が妨げられた場合は「消費者契約法」によって契約を取り消すことが出来ます。

- 重要事項で嘘をついた
- 不確定なことをあたかも確実にあるかのように告げた
- 消費者にとつて不利益となる事実を告げなかつた
- 「帰りたい」「帰ってくれ」という意思表示を無視した

### 《困ったときは、まず相談》

トラブルが大きくなる前にまずはご相談ください。消費生活全般に対応します。

### 相談・問い合わせ先

役場総務課庶務係(内線25)  
上田消費生活センター  
0268(27)8517

## クーリング・オフ チェックリスト

Q1

契約場所は自宅、喫茶店、路上などの「店舗や営業所以外の場所」ですか？

路上で呼び止められて営業所に連れて行かれた「キャッチセールス」や、目的を告げられずに電話などで呼び出された「アポイントメントセールス」の場合は、クーリング・オフが可能です。ただし、通信販売は対象になりませんのでご注意ください。

YES

Q2

契約書の交付から「8日以内」ですか？

契約書面を渡されていない時や、価格や数量など内容の不備がある場合は、8日を過ぎてても可能です。

YES

Q3

代金は「3,000円以上」ですか？

代金が3,000円未満でも、まだ支払いが済んでいない場合は可能です。

YES

Q4

法律で指定された商品・権利・サービスですか？

特定商取引法では、指定された商品(57種類)・権利(3種類)・サービス(21種類)に適用されます。

### クーリング・オフが出来る商品等(一部)

●商品  
「健康食品」等と呼ばれるもの、調味料、鑑賞用動植物、真珠、貴金属、家庭用ミシン、時計、写真機械器具、ワードプロセッサ、工器具、電話機、自転車、眼鏡、補聴器、生理用品、殺虫剤、化粧品、衣服、履物、家具、ストーブ、浴槽、融雪機、台所用品、おもちゃ、釣魚具、地球儀、万年筆、楽器、かつら、祭壇、絵画 他

●権利  
保養施設・スポーツ施設を利用する権利、語学の授業を受ける権利 他

●サービス  
庭の改良、家庭用ミシン等の貸与、住居等の清掃、美顔・脱毛、墓地・納骨堂の使用、衣服の仕立て、雨戸等の設置、結婚・交際希望者への異性の紹介、易断を行うこと、家屋等の修繕、土地の測量 他

※消耗品の中には、使用するとクーリング・オフが出来なくなる商品もあるのでご注意ください。

YES

クーリング・オフが出来ます!